

市第67号議案

横浜市精神障害者生活支援センター条例の一部改正

横浜市精神障害者生活支援センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年12月 6 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市精神障害者生活支援センター条例の一部を改正する条例

横浜市精神障害者生活支援センター条例（平成11年 3 月横浜市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 号中「いう。）」の次に「第 5 条第16項に規定する自立生活援助を受ける場合は法第29条第 3 項第 1 号の規定により定められた自立生活援助に係る費用の額、法」を加える。

附 則

この条例は、平成31年 1 月 1 日から施行する。

提 案 理 由

横浜市精神障害者生活支援センターにおいて、自立生活援助の事業を行うとともに、当該事業に係る利用料金を定めるため、横浜市精神障害者生活支援センター条例の一部を改正したいので提案する。

**参 考**

横浜市精神障害者生活支援センター条例（抜粋）

（~~上段~~ 改正案）  
（~~下段~~ 現 行）

（利用料金）

第8条 センターを利用する者は、指定管理者に対し、次に掲げる額を合算して得た額の当該利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第16項に規定する自立生活援助を受ける場合は法第29条第3項第1号の規定により定められた自立生活援助に係る費用の額、法第5条第18項に規定する地域相談支援を受ける場合は法第51条の14第3項の規定により定められた費用の額、法第5条第18項に規定する計画相談支援を受ける場合は法第51条の17第2項の規定により定められた費用の額

（第2号省略）